

令和3年6月20日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

# 産業労働常任委員会資料

(令和3年6月20日付託分)

産業労働局

令和3年度6月補正予算（その3）
------------------

I 令和3年度6月補正予算（その3）総括表【産業労働局関係】	……………	1
II 令和3年度6月補正予算（その3）の内容【産業労働局関係】	……………	2

（注）数字は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

# I 令和3年度6月補正予算（その3）総括表【産業労働局関係】

（一般会計）

（単位：千円）

内 訳 科目	令和3年度 現計予算額 A	令和3年度 6月補正 予算 (その3) B	計 A+B	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款)労働費	7,701,667	0	7,701,667	—	—	—	—	
(項)労政費	4,554,938	—	4,554,938	—	—	—	—	
(項)職業訓練費	2,537,974	—	2,537,974	—	—	—	—	
(項)雇用対策費	339,930	—	339,930	—	—	—	—	
(項)労働委員会 費	268,825	—	268,825	—	—	—	—	
(款)商工費	223,372,472	48,510,798	271,883,270	47,889,587	—	—	621,211	
(項)商工総務費	198,316,926	48,510,798	246,827,724	47,889,587	—	—	621,211	感染症拡大防止協力金事業費
(項)工業費	5,357,450	—	5,357,450	—	—	—	—	
(項)商工金融費	19,698,096	—	19,698,096	—	—	—	—	
小 計	231,074,139	48,510,798	279,584,937	47,889,587	—	—	621,211	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
産業労働局 ・労働委員会計	231,074,139	48,510,798	279,584,937	47,889,587	—	—	621,211	

（特別会計）

中小企業資金会計	2,833,879	—	2,833,879	—	—	—	—	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

（一般会計＋特別会計）

産業労働局 ・労働委員会合計	233,908,018	48,510,798	282,418,816					
-------------------	-------------	------------	-------------	--	--	--	--	--

## Ⅱ 令和3年度6月補正予算（その3）の内容【産業労働局関係】

### 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 （飲食店等向け・第12弾／大規模施設等に対する協力金・第3弾）

8款 商工費 1項 商工総務費

#### 感染症拡大防止協力金事業費

##### (1) 目的

まん延防止等重点措置を実施すべき期間が、令和3年7月11日まで延長されたことに伴う、県からの営業時間の短縮要請に協力していただいた飲食店等及び大規模施設等を支援する。

##### (2) 内容

###### ア 飲食店等

県からの要請に協力し、まん延防止等重点措置区域（横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市の6市）においては、5時から20時までの時間短縮営業、その他地域においては、5時から21時までの時間短縮営業を行う飲食店等に売上高等に応じた協力金を交付する。

###### イ 大規模施設等

県からの要請に協力し、まん延防止等重点措置区域（横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市の6市）において、5時から20時又は5時から21時までの時間短縮営業を行う大規模施設等に、事業規模に応じた協力金を交付する。

##### (3) 予算額 48,510,798千円

# 6月21日以降の対応について

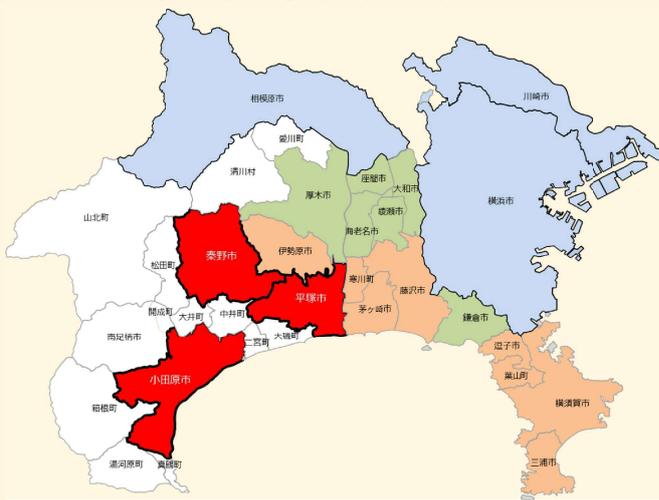
(第36回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料より)

## 措置区域の変更について

## 現在の措置区域と期間

- 横浜市、川崎市、相模原市(4月20日~6月20日)
- 鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市(4月28日~6月20日)
- 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町(5月12日~6月20日)
- 平塚市、小田原市、秦野市(6月1日~6月20日)

計 18市2町



## 県内地域別新規発生者数(保健所別)

保健所別新規感染者数  
(4月8日~14日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	422	11.23
川崎	276	17.93
相模原	81	11.20
横須賀	22	5.64
藤沢	37	8.47
茅ヶ崎管内	24	8.25
県域	206	9.91
(平塚管内)	31	5.32
(鎌倉管内)	32	10.55
(小田原管内)	52	15.47
(厚木管内)	91	10.63
県合計	1,068	11.59

保健所別新規感染者数  
(4月16日~22日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	623	16.57
川崎	411	26.69
相模原	95	13.13
横須賀	33	8.43
藤沢	45	10.31
茅ヶ崎管内	34	11.69
県域	304	14.63
(平塚管内)	50	8.53
(鎌倉管内)	57	18.81
(小田原管内)	33	9.81
(厚木管内)	164	19.16
県合計	1,545	16.76

保健所別新規感染者数  
(4月28日~5月4日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	666	17.72
川崎	399	25.92
相模原	77	10.65
横須賀	55	14.09
藤沢	59	13.51
茅ヶ崎管内	42	14.44
県域	271	13.04
(平塚管内)	60	9.61
(鎌倉管内)	54	18.46
(小田原管内)	17	6.54
(厚木管内)	140	18.23
県合計	1,569	16.80

保健所別新規感染者数  
(5月18日~5月24日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	764	20.33
川崎	435	28.26
相模原	93	12.86
横須賀	52	13.32
藤沢	44	10.07
茅ヶ崎管内	53	18.22
県域	332	15.98
(平塚管内)	111	19.05
(鎌倉管内)	25	8.24
(小田原管内)	55	16.36
(厚木管内)	141	16.48
県合計	1,773	19.24

保健所別新規感染者数  
(6月11日~6月17日)

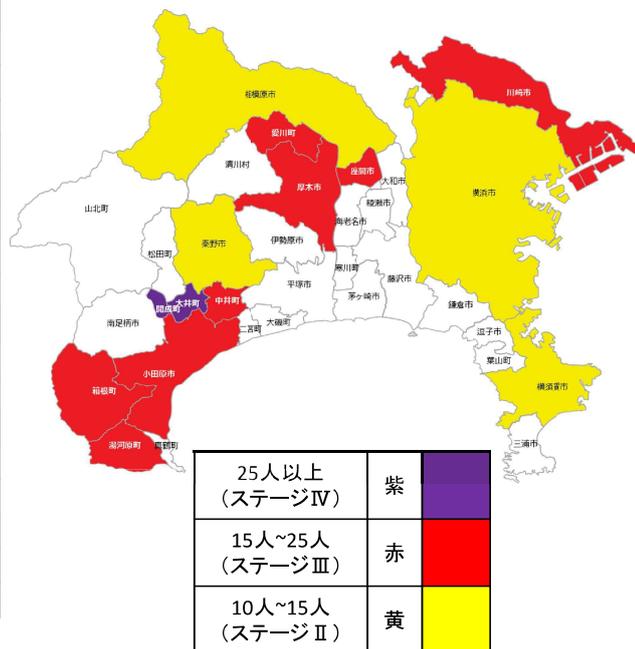
保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	507	13.49
川崎	285	18.51
相模原	86	11.90
横須賀	45	11.53
藤沢	25	5.72
茅ヶ崎管内	23	7.91
県域	225	10.83
(平塚管内)	45	7.72
(鎌倉管内)	14	4.62
(小田原管内)	53	15.77
(厚木管内)	113	13.20
県合計	1,196	12.98

## 県内市町村別新規感染者の1週間あたりの発生状況

市町村	保健所	6月11日～6月17日	
		新規報告数	人口10万人当たり
横浜市	横浜	507	13.49
川崎市	川崎	285	18.51
相模原市	相模原	86	11.90
横須賀市	横須賀	45	11.53
藤沢市	藤沢	25	5.72
茅ヶ崎市	茅ヶ崎	21	8.67
寒川町		2	4.12
平塚市		16	6.21
二宮町	平塚	2	7.26
大磯町		2	6.43
秦野市	秦野	21	12.78
伊勢原市		4	3.92
鎌倉市	鎌倉	9	5.20
逗子市		2	3.51
葉山町		0	0.00
三浦市	三崎	3	7.18

市町村	保健所	6月11日～6月17日	
		新規報告数	人口10万人当たり
小田原市	小田原	29	15.34
箱根町		2	18.31
湯河原町		4	17.04
真鶴町		0	0.00
南足柄市	足柄上	4	9.69
山北町		0	0.00
中井町		2	21.57
大井町		5	29.30
松田町		1	9.36
開成町	厚木	6	32.96
厚木市		46	20.55
海老名市		9	6.64
座間市		26	19.88
愛川町		8	20.38
清川村	大和	0	0.00
大和市		19	7.94
綾瀬市		5	5.93

※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。



Kanagawa Prefectural Government

## 措置区域の検討

- 政令市である、横浜市、川崎市、相模原市は、東京都に隣接しており、人口及び新規感染者の絶対数も多いことから、引き続き措置区域とする。
- 政令市以外の市町村は、新規感染者数が、ステージⅢ以上の市町村を措置区域とする。
- ただし、人口規模が小さい市町村は、少ない感染でも数値の変動が大きく、感染の封じ込めが比較的可能であるため、ステージⅢ以上であっても措置区域としない。
- 直近1週間(6/11～6/17)の10万人あたり(1週間あたり)の新規感染者の状況

横浜(13.49) 川崎(18.51) 相模原(11.90) 横須賀(11.53) 平塚(6.21) 鎌倉(5.20) 藤沢(5.72) 小田原(15.34) 茅ヶ崎(8.67) 逗子(3.51) 三浦(7.18) 秦野(12.78) 厚木(20.55) 大和(7.94) 伊勢原(3.92) 海老名(6.64) 座間(19.88) 綾瀬(5.93) 葉山(0.00) 寒川(4.12)

- 措置区域は、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市とする。

Kanagawa Prefectural Government

## 6月21日以降の措置区域と期間

- 横浜市、川崎市、相模原市（4月20日～7月11日）
- 厚木市、座間市（4月28日～7月11日）
- 小田原市（6月1日～7月11日）

合計 6市



## 措置内容の変更について

## 酒類提供に係る要請事項

- 措置区域内は、5時から20時までの営業時間短縮要請（措置区域外は21時まで）  
酒類提供は11時から19時まで（措置区域外は20時まで）とする。
- ただし、感染の急拡大につながる可能性もあるため、酒類を提供する飲食店等  
については、滞在時間の制限等を要件に定める。（酒類提供要件）

### 滞在時間（90分以内）、人数（1組4人以内）、基本4項目の遵守

- チラシ・ポスターの掲示、感染防止対策取組書に基本4項目の明記（協力金支給時写真添付等）  
LINEコロナお知らせシステム登録（入退店時二次元コード読取り）や、帳簿記録（氏名・入退店時間記録・保管）  
により、入退店時の記録を促す。

なお、急激な感染状況悪化に対する対応（ブレーキ措置）として、  
新規感染者数が全県週平均で1日（230人）超となった場合は、措置区域の拡大や、  
酒類提供の停止要請などを検討する。

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者への要請（飲食店等）

措置区域	その他区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>○営業時間の短縮要請（法第31条の6第1項） 【時間】5時から20時まで 酒類の提供は11時から19時まで 〔酒類提供店の滞在時間（90分以内）、人数（1組4人以内）〕 〔感染防止対策の基本4項目の遵守※〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○営業時間の短縮要請（法第24条第9項） 【時間】5時から21時まで 酒類の提供は11時から20時まで 〔酒類提供店の滞在時間（90分以内）、人数（1組4人以内）〕 〔感染防止対策の基本4項目の遵守※〕</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○まん延防止等の措置（法第31条の6第1項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査を受けることの勧奨</li> <li>・入場者の感染防止のための整理及び誘導</li> <li>・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置※</li> <li>・事業所の消毒</li> <li>・入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止※</li> <li>・施設の換気※</li> <li>・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保※</li> <li>・飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まん延防止等の措置（法第24条第9項）</li> </ul> <p style="text-align: center;">同左</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請に応じない事業者への命令（法第31条の6第3項）</li> <li>・要請・命令時の公表（法第31条の6第5項）</li> <li>・命令のための立入検査等（法第72条）</li> <li>・命令違反等に対する過料（法第80条）</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）</li> </ul>	

## 事業者への要請(飲食店等以外の施設) ①

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、 テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	
マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者への要請(飲食店等以外の施設) ②

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者への要請(飲食店等以外の施設) ③

措置区域	その他区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ</li> <li>○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ</li> <li>○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ</li> <li>○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。</li> <li>○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</li> </ul>	

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者への要請(イベントの制限)

措置区域	その他区域										
<p>○ 収容人数等の要請(法24条第9項)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> <tr> <th>歓声・声援等が想定されないもの</th> <th>歓声・声援等が想定されるもの</th> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5,000人</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシックコンサート</li> <li>・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</li> <li>・展示会 等</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント 等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td style="text-align: center;">50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。</p>		収容率		人数上限	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシックコンサート</li> <li>・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</li> <li>・展示会 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント 等</li> </ul>	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
収容率		人数上限									
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシックコンサート</li> <li>・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</li> <li>・展示会 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント 等</li> </ul>										
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)										
<p>○ 営業時間短縮の働きかけ</p> <p>【時間】5時から21時まで 酒類の提供は11時から19時まで</p>	<p>○ 営業時間短縮の働きかけ</p> <p>【時間】5時から21時まで 酒類の提供は11時から20時まで</p>										
<p>○ イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</p> <p>○ 入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ</p>											

Kanagawa Prefectural Government

## 県民への要請

### 県内全域(措置区域+その他区域)

#### ○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、  
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、  
生活や健康の維持のために必要なもの

#### ○ 時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛

#### ○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

#### ○ 飲食する場合には、昼夜を問わずマスク飲食の実践、 短時間・少人数の徹底、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策等の徹底

#### ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

# 飲食店等に対する協力金（第12弾）について

		まん延防止等重点措置区域	その他区域
適用区域		横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市	左記以外の県域
要請対象施設		食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等	
協力金の 交付要件 (6/21~7/11 の21日間)	営業時間	・営業時間は5時から20時まで	・営業時間は5時から21時まで
	酒類提供時間	<p>・酒類の提供は11時から19時まで ただし、次の条件を満たした店舗に限りです。</p> <p>①客の滞在時間は90分までに制限・管理 ②入店は1組あたり4人以内、又は同居家族に限る ③感染防止対策基本4項目（アクリル板等の設置・座席間隔、手指消毒、マスク飲食の推奨、換気）の遵守 ⇒ 取組書への明示 (注1)上記①及び②は、酒類を提供する客に限る (注2)①~③を満たさない店舗は酒類の終日提供停止</p>	<p>・酒類の提供は11時から20時まで ただし、次の条件を満たした店舗に限りです。</p> <p>①客の滞在時間は90分までに制限・管理 ②入店は1組あたり4人以内、又は同居家族に限る ③感染防止対策基本4項目（アクリル板等の設置・座席間隔、手指消毒、マスク飲食の推奨、換気）の遵守 ⇒ 取組書への明示 (注) 上記①及び②は、酒類を提供する客に限る</p>
	その他の 交付要件	<p>○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止 ○感染防止対策取組書の掲示 ○マスク飲食の推奨</p>	
想定対象店舗数		約27,000店舗	約13,000店舗
予算額		協力金 286億9,020万円 …①	協力金 116億250万円…②
協力金の算定方法		<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式 前(々)年の売上高×0.4(下限3万円/日、上限10万円/日) &lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限20万円/日)</p>	<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式 前(々)年の売上高×0.3(下限2.5万円/日、上限7.5万円/日) &lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」 又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方)</p>
<b>合計 ①+②+事務費7億9,644千円=約410億8,914万円</b>			

# 大規模施設等に対する協力金（第3弾）について

「まん延防止等重点措置区域」の6市において、事業規模等に応じた協力金を交付する。

	大規模施設	テナント・出店者
交付対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000㎡超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金 (日額)	<p><b>ア 自己利用部分</b> 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 <b>69億6,990万円</b></p> <p><b>イ テナント等把握管理分（10店舗以上の場合）</b> 「時短営業したテナント数×2千円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 <b>2,661万円</b></p>	<p><b>ア テナント・出店者への協力金</b> 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 <b>2億6,617万円</b></p> <p><b>イ 映画館への加算分</b> 「常設スクリーン数×2万円/日」 <b>1,344万円</b> × 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」</p>
予算額	協力金 69億9,651万円 …①	協力金 2億7,961万円 …②

**合計 ①+②+事務費1億4,552万円=74億2,165万円**